

# 報道発表資料

令和4年6月6日  
名古屋法務局  
愛知県人権擁護委員連合会

## 令和4年度「子どもの人権SOSミニレター」事業の実施について

「学校におけるいじめ」を始め、子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、愛知県内の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」（送信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施したもの）を配布し、子どもから送付されたミニレターを通じて、法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じます。

- 1 実施時期：以下の期間中に愛知県内の小中学校等へ「子どもの人権SOSミニレター」を配布  
令和4年6月6日(月)から6月13日(月)にかけて（第1回）  
令和4年6月20日(月)から6月24日(金)にかけて（第2回）
- 2 実施機関：名古屋法務局及び愛知県人権擁護委員連合会
- 3 実施内容：別紙のとおり

### 令和4年度「子どもの人権SOSミニレター」（小学生用）



(問合せ先)

名古屋法務局人権擁護部第二課 森、山田

電話 052-952-8111(内線1470、1483)

## 令和4年度「子どもの人権SOSミニレター」事業の実施内容

名古屋法務局及び愛知県人権擁護委員連合会では、平成18年度から、送信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施した「子どもの人権SOSミニレター」（小学生用及び中学生用の2種類）を愛知県内の小・中学校の児童・生徒に配布することにより、身近な人にも相談できない子どもたちの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。

なお、本事業は、法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会が策定した実施要領に基づき、全国で実施されるものです。

- 1 対象者 愛知県内の小学校及び中学校等の児童・生徒全員
- 2 実施時期 令和4年6月6日(月)から6月13日(月)にかけて(第1回)  
令和4年6月20日(月)から6月24日(金)にかけて(第2回)
- 3 実施機関 名古屋法務局及び愛知県人権擁護委員連合会
- 4 相談員 法務局職員及び人権擁護委員

## 5 相談内容

- (例)・学校で「いじめ」を受けている。  
・学校で「体罰」を受けた。  
・家庭で「暴行・虐待」を受けている。  
など。

※事案によっては、学校・児童相談所などの関係機関と連携しながら被害者の速やかな保護に努めるとともに、人権侵害の疑いのある相談については、人権侵害事件として調査を開始する場合があります(別添1の相談事例参照)。

- 6 相談件数  
別添2のとおり

## 7 本事業以外の子どもの人権問題に関する相談窓口

- 子どもの人権110番(全国共通フリーダイヤル) 0120-007-110(ゼロゼロなのひゃくとおぼん)
- インターネットによる人権相談(24時間受付)  
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通) <https://www.jinken.go.jp/>
- LINEじんけん相談

# 「子どもの人権SOSミニレター」相談事例紹介

実際に寄せられたミニレターによる相談事例を、いくつか紹介します。

## 事例1 小学校におけるいじめに対する不適切な対応

●小学生から、同級生からいじめを受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付された事案である。

法務局の調査において、学校は加害児童の行為を把握し、担任が指導するなどの対応を行っていたが、それがいじめであるとの認識がないことが分かった。

そこで、法務局は、学校にいじめとして対応することを要請したところ、学校はこれを了承し、いじめとして加害児童を指導するとともに被害者に対する見守り体制の充実に図った。

その後、人権擁護委員が被害者に学校の状況を確認するミニレターを同封して送ったところ、クラスは楽しい旨のミニレターが返送され、被害者が安心して学校に通っていることが確認できた。

## 事例2 母親による子に対する虐待

●小学生から、母親から食事を満足に与えられていない、長時間ベランダに締め出されるなどの虐待を受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付された事案である。

緊急性が高い事案であると判断した法務局は、直ちに小学校と児童相談所に連絡を取り、被害者の状況を聴取するとともに、情報提供を行い、必要な対応を要請した。その後、児童相談所は被害者を一時保護するに至った。

後日、一時保護された被害者の状況を児童相談所に確認したところ、健康状態は良好であり、法務局からの被害者に対するミニレターの返信について「励まされた気がする。」と述べている旨を確認することができた。

## 事例3 中学校教諭による体罰

●中学校教諭が体罰を行っている旨の「子どもの人権SOSミニレター」が複数の生徒から法務局に送付された事案である。

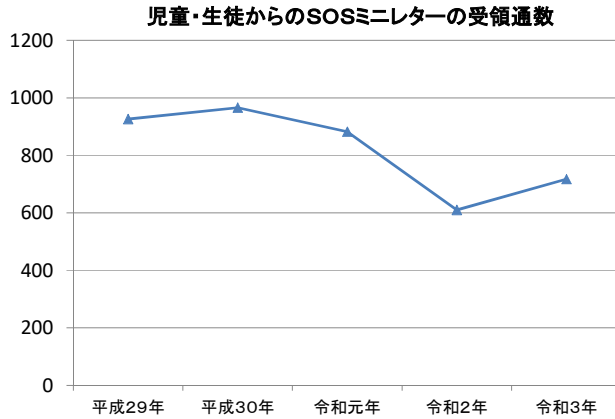
法務局が調査した結果、当該教諭が、複数回にわたり、忘れ物をするなどした生徒に対し、授業中に椅子の上で一定の時間、正座させた事実が認められた。

そこで、法務局は、教諭に対し、当該行為は教育上の指導の限度を超える体罰に該当するものであり、その不当性を認識し、今後、二度と体罰を行わないように説示すると共に、校長に対して、職員に対する指導をより一層徹底するよう要請した。

# 令和3年「子どもの人権SOSミニレター」統計資料(愛知県内)

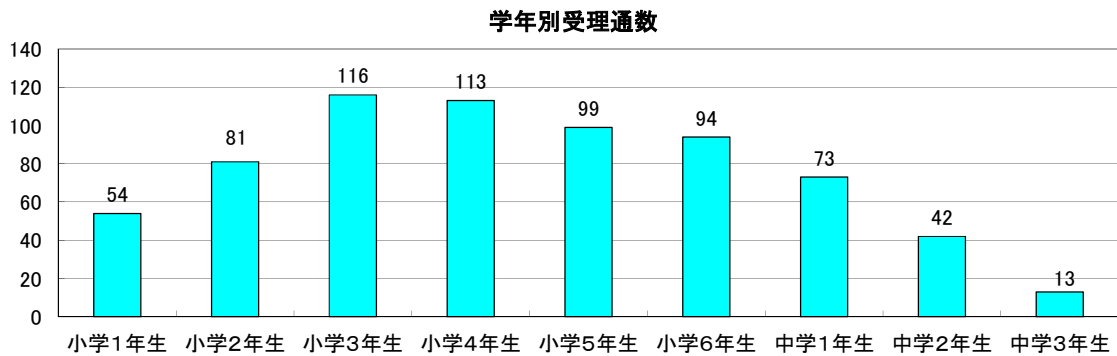
## 1 児童・生徒からのSOSミニレターの受領通数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
通数	926	966	882	610	717



## 2 学年別受領通数(令和3年)

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明・その他	合計
通数	54	81	116	113	99	94	73	42	13	32	717



## 3 相談内容内訳(令和3年)

	いじめ	学校生活	友人関係	自分自身	家族関係	虐待	教師への不満	性、恋愛	進路・将来の夢	体罰	その他
通数	165	98	160	99	87	20	29	19	3	3	34

